

松山市総合福祉センターの施設利用について

R3.1.23 更新

日頃より、松山市総合福祉センターをご利用いただきありがとうございます。

令和2年12月1日(火)より感染予防のため、貸室等の利用に一部利用制限を設けます。

なお、当該センターは高齢者や障がい者等のご利用が多いため、活動内容・人数・ご利用場所等については、新型コロナウイルス感染リスク回避の観点からご利用を制限させていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況等の動向を見ながら状況に応じ変更する場合があります。

◆【利用時間】 9時00分～21時00分

[各貸部屋等]

階	部屋名等	利用可否	定員目安	特記事項
1階	大会議室	○	45 120	フロアを利用する場合 移動観覧席を利用する場合
	ロビー	○	10	
	陶芸室	○	5	
3階	クラブ活動室	○	20	カラオケ機器の利用は禁止
	茶室	○	3	
	作業室	○	10	
	老人福祉センター 部分	ご利用は老人福祉センターで受付をお願いします。 ※浴室(男女)は利用停止継続		
	(教養娯楽室)	○	16	
4階	調理実習室	○	20	調理を伴う利用は禁止
	文化情報室	○	5	
	研修室	○	5	
	ボランティア研修室	×	—	利用停止継続
5階	中会議室	○	50	
	小会議室	○	15	
	母子児童交流室	○	15	

※下記の感染リスクの高い活動に伴うご利用はしばらくの間ご遠慮願います。

- ①密着・・・・・・・・社交ダンス等
- ②歌・発声・・・・・・・・カラオケ・コーラス・民謡等
- ③飲食・・・・・・・・調理等

※茶道は可(但し、対面での会話は控え、飲食しない場合はマスク着用)

【市総合福祉センターの貸室を利用する場合】

※センター利用の感染予防については、利用者の自己責任において行ってください。

※下記の徹底事項が守られない場合は、利用をお断りさせていただきます。

■参加者の体調確認等をする事

- ・発熱、咳・喉の痛みがあるなど、体調不良の方は参加させないこと。
- ・上記症状が同居家族にある場合も参加させないこと。

■マスクの着用、咳エチケットの徹底

- ・マスクは必ず着用すること。

■手指消毒等の徹底（※「消毒液」は各利用団体が準備すること）

- ・会場利用前・利用後の手洗いの実施と消毒の徹底

■密閉、密集、密接（3つの密）を避けること。

- ・密閉空間（定期的な換気をする事）
※30分に1回以上、窓を開け数分間の換気を行う。
- ・密集場所（人との距離を保ち、場所に依じた人数制限をする事）
※十分な距離（2メートル以上、最低でも1メートル）を保つ。
- ・密接場面（間近での会話や発声等を控える事）
※十分な距離を保ち、マスクを着用する。

■利用者名簿の作成(貸部屋利用時)

- ・利用日ごとに利用者名簿を作成してください。
- ・感染発生時には行政機関（保健所等）への調査協力のため、名簿の提出をお願いします。
（※各利用団体が作成している名簿またはモデル様式名簿（提供可）を作成）

◆その他、貸館については、

松山市総合福祉センター（電話 089-921-2111）までお問合せください。

【3F 老人福祉センター部分(談話室等)をご利用する場合】

■3F 老人福祉センターの談話室をご利用の場合は、受付をお願いします。

◆3F 老人福祉センターについては、

若草老人福祉センター（電話 089-921-2161）までお問合せください。